

平成14年(ワ)第19276号 平成15年(ワ)第6732号 平成16年(ワ)第104号

原告 シャムスリ 外 8 3 9 6 名

被告 国 外 3 名

証 拠 説 明 書

平成17年4月28日

東京地方裁判所民事第49部 御中

原告ら代理人 弁護士 浅野 史 生

甲号証	書証の標目	作成者	立証趣旨
B 4 6	コトパンジャンプロジェクトの再考：社会・文化的観点 【原本】	グスティ・アスナン (アンダラス大学教授)	本件ダムが建設された地域に存するミナンカバウ社会・文化の概要・特徴、特に母系制と土地所有について解説し、この特徴的な社会・文化が本件ダム建設によって受けた被害状況を明らかにしている。
B 4 7	カンパル県ティガブラス・コトパンジャン郡におけるコトパンジャン水力発電プロジェクトによって影響を受ける住民の調整、移転および再定住の為の指針【写】	インドネシア・リアウ州・カンパル県政府	1990年11月20日、カンパル県政府が、本件ダム建設によって影響を受ける住民の移転と再定住の調整活動の指針を概説するために作成したもの。 添付資料にあるリアウ州知事作成の BAPPENAS 長官宛文書の中で、日本政府が国会で明らかにした3条件の外に、日本政府は、『リアウ州政府は、初期段階において水没するプロウ・ガダン村の400世帯のために最低周知を用意しなければならない』という条件が付していたことが明らかにされている。
B 4 8 の1	意見書【原本】	真実一美 (岡山大学経済学部教授)	世界銀行が策定している種々のガイドラインが作成されるに至った経緯として、立退を迫られた先住民が多大な被害を受け、これに対し先住民やこれを支援する NGO が広範な反対運動を行ってきた事実があること、ガイドラインの有効性を図るために、世界銀行は「調査パネル」を設置し、そのパネルへの異議申立により世銀融資が中止された例があることを述べている。
B 4 8 の2	研究業績【原本】	真実一美	真実教授の研究業績
B 4 9	コトパンジャン水力発電所プロジェクト現地報告【写】	ジェニー・シャリフ	証人申請したジェニー・シャリフが、1991年4月末から5月半ばにかけて現地調査を行った結果を報告した報告書。移転宣誓書が強制的に集められていること、補償基準に関する合意が、住民を代表して締結されたものとは言えない上、夜明け前まで会議を強行し水没予定の8か村の慣習法指導者らに調印を強いたこと、定められた補償基準が不当に安いこと等が明らかにされている。
B 5 0	コトパンジャン水力発電	東電設計・	本件調査報告書は、1989年10月に東電設計がイン

<p>所プロジェクト移転地の適性調査（リアウ州カンパル県コト・ラナノクアラン地区）</p>	<p>ヨドヤカルヤ</p>	<p>ドネシアのコンサルタントであるヨドヤカルヤと共同で、リアウ大学の協力を得て作成したものである。その内容は、本件プロジェクトの移転地の1つであるコト・ラナノクアラン地区の適性調査を行ったものであり、東電設計が、本件プロジェクトの住民移転に直接関与していた事実を明らかにしている。</p>
---	---------------	---